

建設水道課長 近隣の市を調査した結果、どの市もセットバックした土地を市に寄附する場合、道路の反対側の地権者も境界立ち会いを行っている。道路の部分の財産の管理についても建設水道課が行っている。反対側の地権者及び境界も、今後、立ち会いまたは境界設定を行うことで、今現在検討している。

問 平成20年3月31日により準都市計画に大木町も指定がなされ早や3年が経とうとしていいる。いち早い指導要綱等検討されることを望む。

現在、建築基準法42条、2項道路に伴いセットバックした残地については緑色で斜線を囲っている部分は寄附してもらおうか道路として使用できるように自己管理してもらおうようになっている。(資料④参照)

問 大木町では6月一般質問答弁より、今年度中には結論を出されるとの答弁があった。近隣市町村でもよ

さんから15トン、大木町健康づくり公社から約10トン、学校給食センターから5・8トン、その他JA福岡大城からキノコ類0・6トンで、割合的には、町内の八百屋さん47%、健康づくり公社32%、JA福岡大城が2%、県学校給食会が18%という野菜類の納入割合となっている。学校給食会の野菜は、ジャガイモ・ニンジン・タマネギの3品目に限定された数量である。



県内で作られている学校給食の一例

く見かけますが、写真のように自己管理だと道路としては使用できないことが多々ある。せつかくセットバックした部分にテストピースを盛りつけて花壇にしてしまおう。もともと42条2項道路は幅員4メートルの道を確保しなければならぬ、道路として使用できないようにしなければならぬというの大きな目標であるため、セットバック後、花壇等で車の乗り入れが出来ないでは、いつまでもこの道路は3メートルのままである。さらに、これを狭あい道路で買収し拡張するような事態では財政を圧迫してしまおうのでないか。

建設水道課長 セットバックされた土地についての今後の町の考え方、指導の仕方は、6月の定例会議で話したとおり、セットバックされた土地について来年度の4月をめどに町に寄附してもらうための要綱の制定作業を進めている。セットバックされた土地を町に寄附される場合は、測量及び分筆登記の費用・負担及びセットバックされた土地の維持管理については町が行い、セットバックされた土地を寄附されない場合、自己管理でされる場合はあくまでも所有権は個人という形が残る。

町としても、セットバックされた土地を拡張のとき買収をする可能性があるかもしれないが、有効な制定を考えていきたい。

問 納入食材の中には、調味料や加工品が入っていると思うが、現在町内業者が納めている割合と、今まで町内業者が納入していない品目で、今後納入ができそうな品目があるのか。

学校教育課長 調味料等については、基本的に町内の小売店から納入されている。いろいろ加工品の中では、豆腐または練り物等は町内で生産されていないため、どうしても町外に頼らざるを得ないが、できるだけ町内の品物と考えて対応して、みそ類等については、農協の施設を使って「ラディッシュの会」が加工して、納品されている。

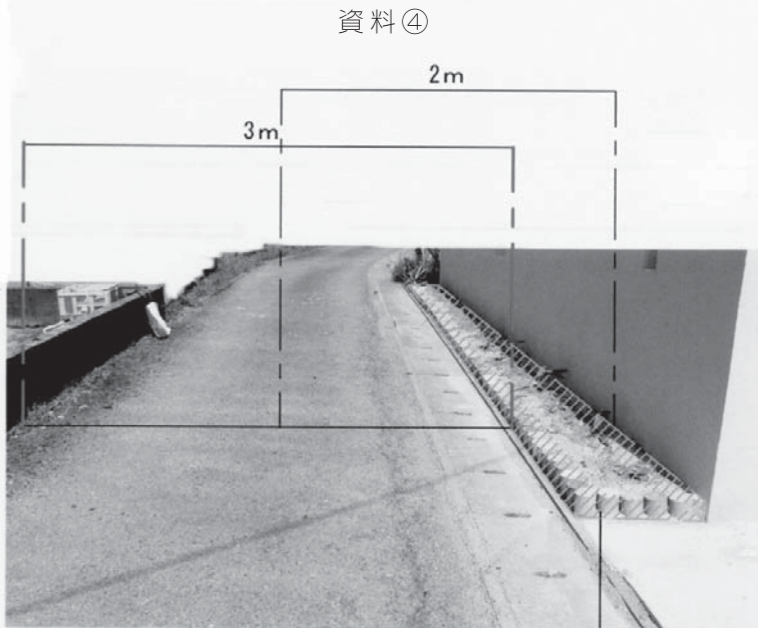
今後、納入の可能性が生じる加工品等は、生産拠点を確保できれば納品をするチャンスが出てくる。

問 学校給食納入食材の地産地消率の割合、及び地元納入業者の納入割合を伺う。

学校教育課長 地産地消率は、平成21年度28%、平成22年度34%。この地産地消率の割合の算出は、学校給食に使用した野菜の購入に占める大木町健康づくり公社及びJA福岡大城からの購入費により算出した。

さらに、安全で安心な給食の提供並びに施設設備の衛生管理等をしっかりやっていかなくてはならない。また、子育ての立場から食育の推進をいかに図るか学校給食の目標にもあるように、生産消費との正しい理解も含めて、地産地消もしっかり図っていく、併せて学校での指導も連携を図りながら考えていきたい。

今後の新たな地元業者の参入については、学校給食会に頼っている面もあり、他のもので本当に安全・安心なものが入るいろいろな方に意見を聞きながら、さらに地元業者についても検討を進めていく。



セットバック自己管理部分



学校給食食材納入の様子